平成２１年（フ）第２０２号
岡山県美作市西町1303番地
破産者　坂本　　巖
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２１２号
大阪府羽曳野市恵我之荘１―１―12、住民票上の住所大阪府松原市別所７丁目13番35号
破産者　北尾　元英
1　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
2　一般調査期日　平成22年10月４日午後２時30分
平成22年７月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７５５号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目８番18号コンフォート公園南406号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田４丁目25番９―412号
破産者　髙田　　渡
1　破産債権の届出期間　平成22年８月31日まで
2　一般調査期日　平成22年10月７日午後４時
平成22年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４３号
さいたま市桜区大字上大久保821番地１　上大久保ハイム304、破産手続開始時の住所さいたま市桜区西堀８丁目23番５号　Ａ１―205
破産者　大崎　流石
1　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
2　一般調査期日　平成22年10月18日午前11時45分
平成22年７月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第５１３９号
大阪府吹田市豊津町52番19号、開始決定時の住所大阪府吹田市豊津町55番23号
破産者　野口　悦司
1　期日　平成22年９月15日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３８６号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　大阪淡水魚貝株式会社
1　期日　平成22年９月17日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２６７号
山口県防府市大字下右田125番地の１　センチュリー右田302
破産者　浦　　一夫
異議申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年７月29日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７００号
熊本県人吉市宝来町15番地の９
破産者　株式会社新生
異議申述期間　平成22年９月21日まで
平成22年７月30日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１０号
京都府相楽郡精華町光台３丁目４番地
清算株式会社　株式会社サイファイフォールディングス
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件特別清算を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第５４号
東京都目黒区八雲２丁目７番10号
再生債務者　株式会社テンダーファイブ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第８５号
東京都渋谷区代官山町13番４号
再生債務者　株式会社ホワイトルーム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区五番町５番地５ＫＤＸ五番町ビル３階　みずき総合法律事務所　弁護士　内藤　　平
平成22年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３号
三重県尾鷲市倉ノ谷町12番11号
再生債務者　株式会社セルフ舎建設
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　三重県津市中央４番11号　橋本ビル203号　浅尾法律事務所　弁護士　浅尾　光弘
平成22年７月28日　　津地方裁判所

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第５１号
東京都世田谷区桜新町１丁目12番10号
再生債務者　株式会社ガーデンホームズ
特別調査期間　平成22年９月２日から平成22年９月３日まで
平成22年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５１号
東京都世田谷区桜新町１丁目12番10号
再生債務者　株式会社ガーデンホームズ
1　決議に付する再生計画案　平成22年７月１日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月７日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年８月30日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月24日
平成22年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第５６号
静岡県下田市河内２番地の２
再生債務者　株式会社清流荘
1　決議に付する再生計画案　平成22年７月13日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月24日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年８月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月10日
平成22年７月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１号
岐阜県関市上白金584番地の１
再生債務者　有限会社百年
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画変更申立書にかかる同年７月27日付け修正許可を経た変更計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月14日午後２時
⑵　会議の目的　変更計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年９月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月31日まで
平成22年７月27日　　岐阜地方裁判所